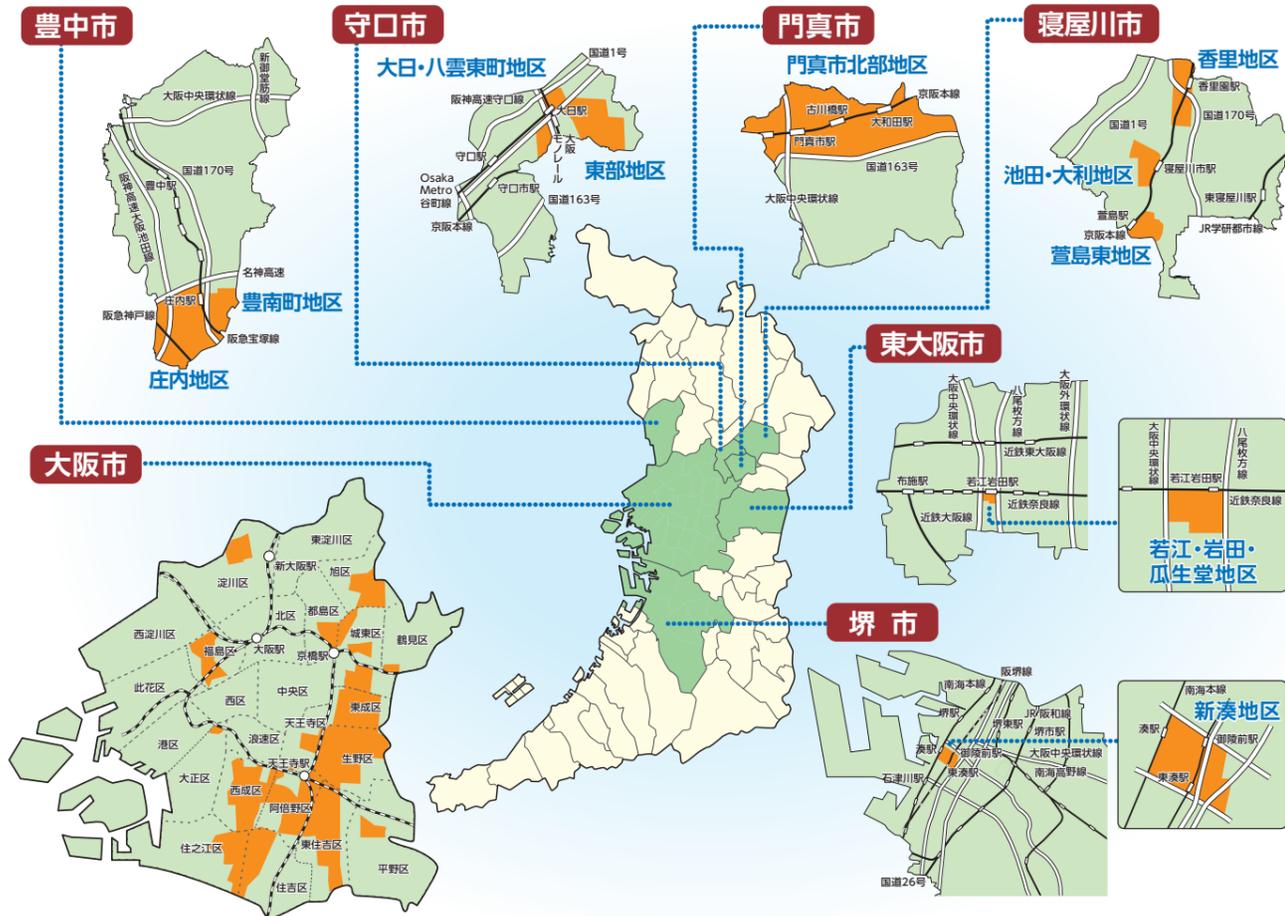


■ 支援制度の目的

本支援制度は、密集市街地において安全で災害に強いまちづくりを進める目的で、老朽住宅等の建替えなどを行おうとする方などへ、当センターがお手伝いするために創設したものです。

■ 支援対象地区



注) 各住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町丁目に限ります。また、守口市八雲東町2丁目の高度利用地区は対象外となります

■ お問い合わせ先

各種支援を希望される方・支援の詳細内容はホームページをご覧くださいか、お気軽に下記までお問い合わせください

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
まちづくり事業部 まちづくり推進室
密集市街地対策課

〒541-0053
大阪府中央区本町1丁目8番12号
オーク堺筋本町ビル10階
TEL : 06(6262)7713
FAX : 06(6262)7722
Eメール : omsk@toshiseibi.org
ホームページ : <https://www.toshiseibi.org/>



令和6年4月1日作成



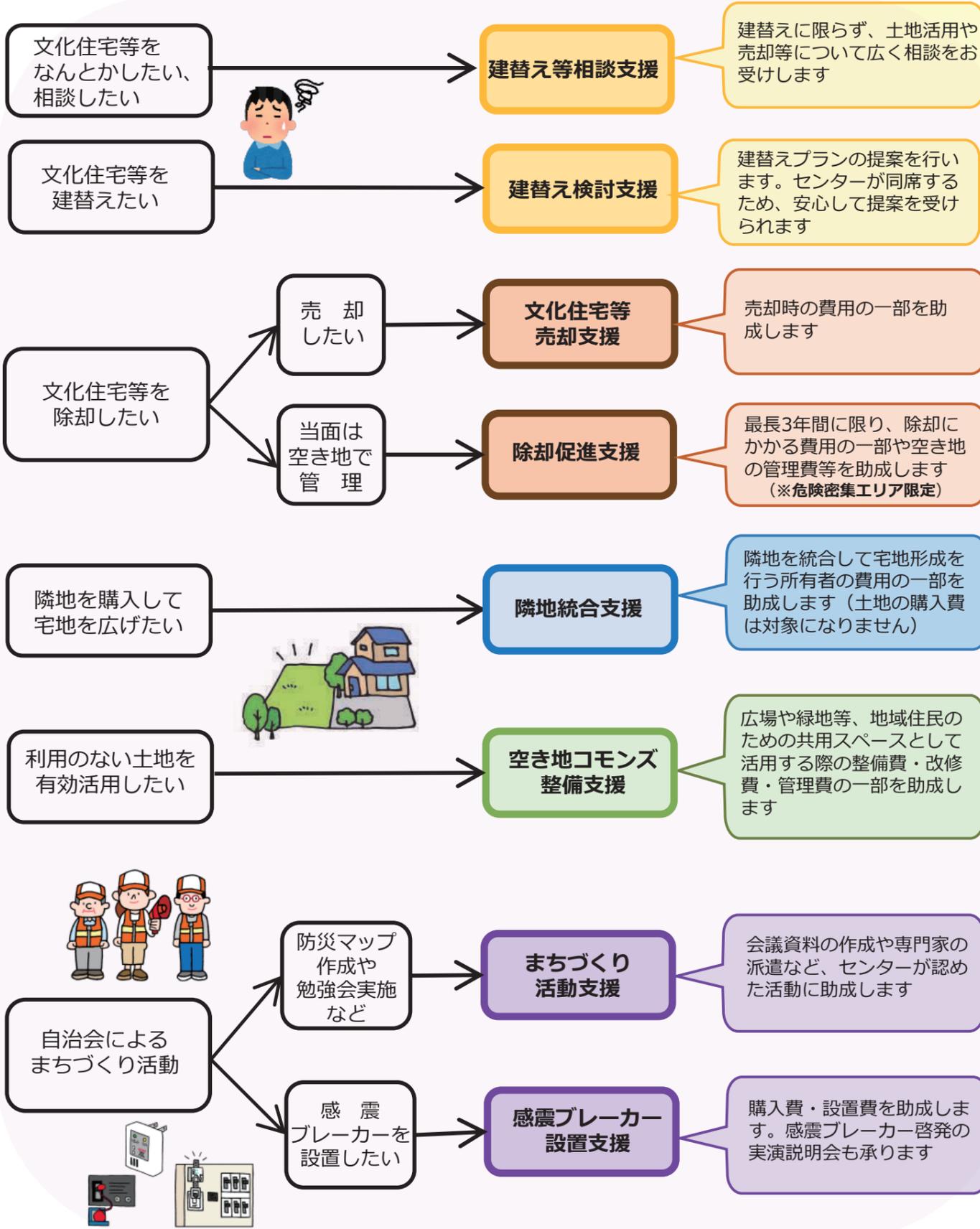
公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

令和7年度で
助成が
終了します！

(公財) 大阪府都市整備推進センターの各種支援制度のご案内

センターでは、文化住宅等が密集する市街地において、防災性の向上と居住環境の改善を図るため、大阪府や地元市と連携し老朽建築物等への所有者や自治会等に対し支援・助成を行っております（支援対象地区は裏面参照）
各支援は**令和7年度までの限定**※となります

※建替え等相談支援、建替え検討支援は除く



建替え等相談支援

建替えやその他土地活用を検討される際に、法手続き・費用・税金などの課題について相談をお受けします。また、専門家への相談が必要と認められる場合は専門家を派遣します

まずは相談から！

建替え検討支援

建替えの検討、およびコンサルタントへの委託検討が必要と認められる場合は、費用を助成します

※助成額には上限があります

除却促進関連支援

文化住宅等売却支援

文化住宅等を除却し、除却後の跡地を売却する土地所有者、または文化住宅等付きで土地を売却し、購入者が除却する場合は、元の土地所有者に費用の一部を助成します

※特定建築物（除却すれば延焼防止効果が高い建築物）に該当する場合は、助成金を加算します

除却促進支援

老朽建築物等を除却し、空き地として管理する場合、3年を限度に管理費等を助成します

除却後の土地を適正に管理する経費、市の除却補助対象外となる諸費用が対象です

※大阪府密集市街地整備方針に位置付けられた「地震時等に著しく危険な密集市街地」（危険密集）エリアが対象となります

隣地統合支援

自己所有地の隣地を取得するため必要な測量・明示費用、登記費用、不動産取得に係る仲介手数料、隣地所有者調査等に係る弁護士等の委託料等のうち一部を助成します

※公共性が高く地域に貢献すると認められる場合は助成金を加算します

空き地コモンズ整備支援

当面利用する予定のない土地を地域住民のための共用スペースとして活用するために整備・管理する土地所有者、もしくは自治会等に対し土地整備費、建物改修費、管理費等の一部を助成します

密集市街地 地域活動支援

まちづくり活動支援

会議資料の作成や専門家の派遣、調査活動等センターが認めた活動に対し、1団体につき助成期間3年間までで総額50万円を限度に助成します

過去の支援例：まちづくり勉強会、防災マップの作成、防災倉庫・資機材の整備など

感震ブレーカー設置支援

対象区域内で地域住民10人以上で構成される自治会やまちづくり協議会、自主防災会等が加入世帯の概ね50%以上の世帯へ感震ブレーカーを購入・設置する場合に助成します

感震ブレーカーは設定値以上の揺れの地震を感知した時に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具で、電気火災を防止する有効な手段です

※各支援制度を受けるための要件・支援期間等詳しい内容はお問い合わせ先まで